

# 川口の農業だより

令和6年7月 No. 100

明日の農業担い手育成塾 始動!



副塾長 伊藤さん

塾生 河路さん

指導員 鈴木さん

塾長 小川さん

農業の担い手を育成することを目的とした「明日の農業担い手育成塾」に河路智美さんが入塾しました。令和6年3月から2年間、地元農家や市・県職員、農協などの塾構成員のもと、農業経営や栽培の知識・技術を学んでいきます。

## 農業だより創刊100号



昭和51年7月に創刊された「川口の農業だより」が今回でNo.100となりました。  
今後も川口の農業に関する情報を発信してまいります。



川口市マスコット「きゅほらん」

編集  
発行

川口市農業委員会

川口市青木2-1-1 電話 048-271-9214  
市ホームページ<https://www.city.kawaguchi.lg.jp>



## 新規 就農者 紹介

《写真左が三ツ橋宗人さん、  
右は共に耕作を行っている  
鈴木芳博(すずき よしひろ)  
さん》

### 川口市農地バンク制度を利用して新規就農

令和5年11月に見沼田んぼにある農地を借り受けて新規就農した三ツ橋宗人(みつ はし しゅうと)さん。令和6年4月には同エリアに更に農地を借り受け、約10aの農地を利用して落花生やサツマイモの生産を始めました。



農地の様子

#### Q 農業を始めたきっかけは何ですか。

A 現在、配送業を営んでいますが、もともと自給自足など農業に興味があり、いつかは農業をやってみたいと考えていました。1～2年前から配送業で繋がりがあった山梨県で農地を借り受け、じゃがいもなどの栽培を始めたことにより地元の川口市でもやってみたいという気持ちが高まったのがきっかけです。

#### Q 耕作は1人で行っているのですか。

A 私のほかに、鈴木芳博さん、池田誠也(いけだ せいや)さん、矢作正章(やはぎ まさあき)さんを含めた4名で耕作を行っています。配送業も4名で行っているためローテーションを組んで農業と配送業を兼業しています。



#### Q 作付を予定している品目はなんですか。

A まずはじめに落花生とサツマイモを作付しました。今後はじゃがいもを作付予定です。将来、子どもたちや近隣の方々に収穫体験のできる体験農園のようなものが出来たら良いなと思いこの品目にしました。

#### Q 実際に農業を行ってみていかがですか。

A 以前と比べて天気予報を見るようになりましたね(笑) 毎日の天気がこんなに気になるとは思っていませんでした。耕作はまだまだ手探りの状況ですが、農地によって水はけが異なるなど土作りの重要性を感じています。また、雑草処理も4人で手分けして行っていますがすぐに生えてきてしまい大変です。最近、少しずつ周りの農業者さんと繋がりが増えてきて、声をかけてくれたりアドバイスしてくれたりするので、新しい繋がりをとてもありがたく感じています。



#### Q 今後の目標などお願いします。

A まずは今回借り受けた農地でしっかりと耕作できるように結果を出したいと思います。今後はできれば農地を拡大して、しいたけなど作付品目も増やしたいですし、ビニールハウスを建てるなど農業をステップアップしていければ良いなと思います。私の周りにも農業に関心を持つ人が多くいるので、将来的にはそうした人たちも巻き込んで農業が盛り上がり良いなと思います。仲間と楽しい農業をやって行きたいです！

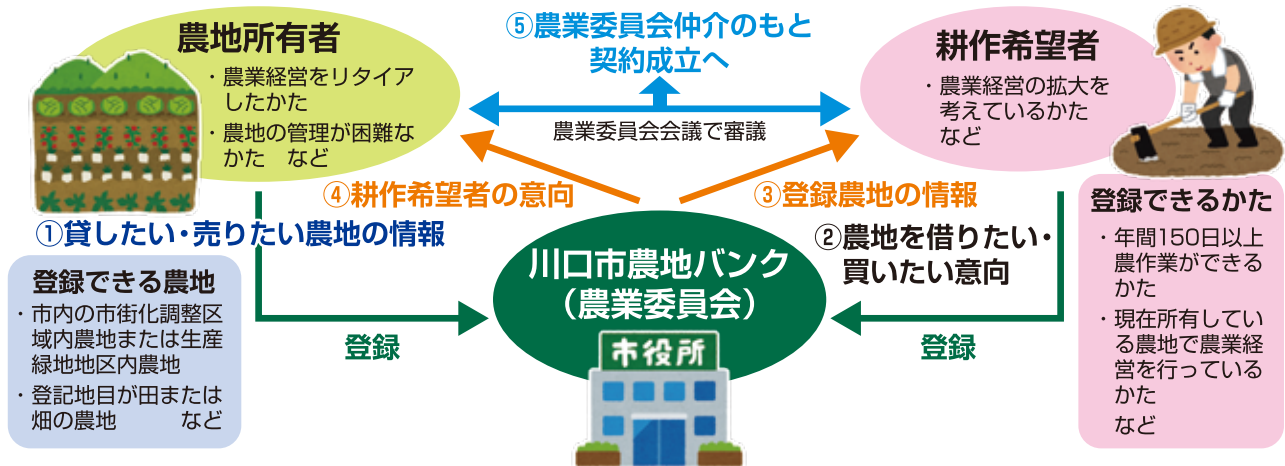
農地の管理に困っている      新たに農地を借りて経営拡大したい！  
 そんな時は…

## 川口市農地バンク制度をご活用ください

「川口市農地バンク制度」とは農地を貸したい(売りたい)かたと借りたい(買いたい)かたを農業委員会が仲介し、農地の有効利用促進を目的とする制度です。

遊休農地の他に現在耕作中で管理が難しくなっている農地も登録が可能です。

登録されている農地の情報は川口市農業委員会事務局のホームページでご覧になれます。



### 農地バンク登録農地面積

|          |        |
|----------|--------|
| 令和6年4月1日 | 8,361㎡ |
| 令和5年4月1日 | 3,502㎡ |
| 令和4年4月1日 | 4,558㎡ |

### マッチング成立農地 (農地バンク制度を利用した貸借農地面積)

|       |        |
|-------|--------|
| 令和5年度 | 3,510㎡ |
| 令和4年度 | 2,375㎡ |
| 令和3年度 | 1,444㎡ |

### よくある質問

- Q 登録する農地の面積に制限はありますか。  
 A 農地の面積に要件はありません。
- Q 農地バンク登録後、登録農地の使用に制限はありますか。  
 A ありません。耕作希望者が見つかるまでは、農地の適正管理をお願いいたします。
- Q 登録した農地を別の目的で使うことになった場合、登録を抹消することはできますか。  
 A 抹消できます。登録農地を別の目的で使うことが決まったときは、お早めに農業委員会事務局にご相談ください。

お問合せ：農業委員会事務局 農地係 048-258-7922

活動にご協力をお願いします

## 農地利用最適化推進委員

お気軽にご相談ください

農地利用最適化推進委員とは、遊休農地の発生防止・解消や新規参入の促進など農地の利用最適化活動を行っており、川口市農業委員会では舩津推進委員、細田推進委員の2名を委嘱しています。農地利用最適化推進委員は、農業経営の現状や課題等を把握するため、各農家を訪問することもありますので活動にご理解とご協力をお願いします。また、農地の利活用や農地に関する法制度などに関するお悩みなどございましたら、お気軽に農地利用最適化推進委員までご相談ください。



農地の状況確認を行う農地利用最適化推進委員  
 (左：細田推進委員、右：舩津推進委員)

お問合せ：農業委員会事務局 総務係 048-271-9214

## 「農地基本台帳整備に係る調査」及び 「農作物生産等実態調査」を実施します

### (1) 農地基本台帳整備に係る調査

**目的** 農地法第52条の2の規定に基づき、農地の所有及び権利の状況を把握し、農地法の適正な運用に資するとともに、耕作状況など農業経営の実態を把握して農業行政の基礎資料とするため実施する調査です。

**対象** 市内に住所を有する全ての農家

**調査基準日** 令和6年8月1日



### (2) 農作物生産等実態調査

**目的** 市内営農者の農業生産の実態を把握し、的確な農業振興策を構築するため実施する調査です。

**対象** 市内に住所を有し販売目的で農作物を生産している農家

**調査対象期間及び項目**

令和5年産（令和5年1月1日から令和5年12月31日に生産した）の野菜・果樹及び花きの実績

**【調査方法】** 対象者あてに調査表を郵送いたしますので、内容をご確認のうえ、必要事項を記入し、同封の返信用封筒にて返送してください。

**お問合せ：農業委員会事務局総務係** 電話048-271-9214  
**農政課 農政係** 電話048-259-9020

## 農地パトロール(利用状況調査)を実施します

農業委員会では、農地法の規定に基づき、農地の実態把握、遊休農地発生防止及び解消のため、農地パトロール（利用状況調査）を行っています。

今年も例年どおり9月から10月にかけて農業委員及び農地利用最適化推進委員が各農地へ行き、道路から目視にて農地パトロールを実施します。

農地パトロールを実施すると、雑草が繁茂して長期間耕作や除草を行っていないと思われる農地を発見することがあります。特に夏の時期は雑草の繁殖も早く、未管理農地は防犯上の問題やごみの不法投棄、火災の原因になるなど周辺へ悪影響を及ぼすこととなりますので、農地の適正な管理に努めるようお願いいたします。

なお、調査の結果、遊休農地の所有者に対し、今後の農地の利用について意向（自分で耕作するか、誰かに貸したいか等）を確認する場合がありますので、ご協力の程よろしくをお願いいたします。



**お問合せ：農業委員会事務局総務係** 電話048-271-9214



## 農地の売買や転用をするときは

農地を耕作目的で売買・貸し借りをする場合や市街化調整区域内の農地を住宅・駐車場・資材置場等の農地以外に転用する場合などは、事前に農業委員会・市の許可が必要となります。必ず事前に農業委員会事務局にご相談ください。なお、添付書類の不足や不備などがありますと当月分として受付できなくなりますので、早めに事務局の窓口でご相談のうえ申請手続きをお願いします。

お問合せ：農業委員会事務局農地係 電話048-258-7922

### 農地転用等許可申請日程一覧表

| 事前相談締切    | 許可申請締切    | 農業委員会会議   | 許可指令書交付(予定) | 許可指令書交付(予定)<br>(30a超の場合) |
|-----------|-----------|-----------|-------------|--------------------------|
| 8月 7日(水)  | 8月14日(水)  | 8月28日(水)  | 9月 6日(金)    | 9月13日(金)                 |
| 9月 4日(水)  | 9月11日(水)  | 9月25日(水)  | 10月 4日(金)   | 10月11日(金)                |
| 10月 2日(水) | 10月 9日(水) | 10月30日(水) | 11月11日(月)   | 11月18日(月)                |
| 11月 6日(水) | 11月13日(水) | 11月27日(水) | 12月 6日(金)   | 12月13日(金)                |
| 12月 4日(水) | 12月11日(水) | 12月25日(水) | 1月10日(金)    | 1月20日(月)                 |
| 1月 6日(月)  | 1月 8日(水)  | 1月29日(水)  | 2月 7日(金)    | 2月17日(月)                 |
| 2月 5日(水)  | 2月12日(水)  | 2月26日(水)  | 3月 7日(金)    | 3月14日(金)                 |
| 3月 5日(水)  | 3月12日(水)  | 3月26日(水)  | 4月 4日(金)    | 4月11日(金)                 |

事前相談締切日：毎月第1水曜日。

ただし、祝日・祭日と重なる場合は、翌開庁日となります。

許可申請締切日：毎月第2水曜日。

ただし、祝日・祭日と重なる場合は、翌開庁日となります。

農業委員会会議日：原則として、毎月月末水曜日。

許可指令書交付日：原則として、3条許可申請は農業委員会会議当日。

4条・5条許可申請は農業委員会会議開催日翌日から起算して7開庁日目。

## 地域計画の協議の場について

～市街化調整区域内の農地を今後どうするか  
考える座談会にご参加ください～

### 地域計画とは

法改正により、市街化調整区域内の農地について、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化（将来誰がどの農地を耕作していくのか）する「地域計画」を令和7年3月までに定めることが示されました。

### 地域計画の協議の場とは

- ・地域農業の担い手のかたを中心にお集まりいただき、地域の農地利用の方針等について話し合いをしていただく場です。
- ・農業の担い手、農地所有者（ご家族も含む）のかたなど、地域の農業や地域づくりに関係や興味のあるかたであればどなたでも参加できます。



協議の場の様子

（農林水産省 地域計画策定マニュアルより）

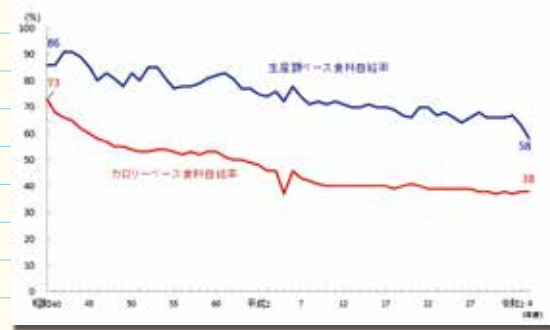
| 対象地区                                        | 開催日              | 開催時間              | 開催場所                                          |
|---------------------------------------------|------------------|-------------------|-----------------------------------------------|
| 1 安行、安行領家、西立野                               | 令和6年<br>9月9日(月)  | 午後1時から<br>午後2時30分 | 川口緑化センター<br>3階会議室2・3<br>(住所：川口市安行<br>領家844-2) |
| 2 赤芝新田、赤山、新井宿（さいたま鳩ヶ谷線 東側）、石神               |                  | 午後3時から<br>午後4時30分 |                                               |
| 3 新井宿（さいたま鳩ヶ谷線 西側）、安行領根岸、西新井宿、道合（外環自動車道 南側） |                  | 午後5時から<br>午後6時30分 |                                               |
| 4 安行領在家、木曽呂、道合（外環自動車道 北側）                   | 令和6年<br>9月10日(火) | 午後1時から<br>午後2時30分 |                                               |
| 5 行衛、差間                                     |                  | 午後3時から<br>午後4時30分 |                                               |

お問合せ：川口市役所農政課農政係 電話048-259-9020

## 知ってる？食料自給率

### 日本の食料自給率

「食料自給率」とは、その言葉の通り我々が食べる「食料」を「自給している率(割合)」です。「自給している割合」とは、「日本全体に供給された食料」に占める「日本で生産した食料」の割合ということになります。その示し方については、単純に重量で計算することができる品目別自給率と、食料全体について共通の「ものさし」で単位を揃えることにより計算する総合食料自給率の2種類があります。このうち、総合食料自給率は、熱量で換算するカロリーベースと金額で換算する生産額ベースがあります。



出典：農林水産省Webサイト ([https://www.maff.go.jp/j/zyukyu/zikyu\\_ritu/012.html](https://www.maff.go.jp/j/zyukyu/zikyu_ritu/012.html))

#### ●食料自給率の推移

日本の食料自給率は、米の消費が減少する一方で、畜産物や油脂類の消費が増大する等の食生活の変化により、長期的には低下傾向が続いてきましたが、2000年代に入ってから概ね横ばい傾向で推移しています。

#### ●令和4年度の食料自給率

カロリーベースの食料自給率については、前年度と同じ38%となりました。  
また、生産額ベースの食料自給率については、前年度より5ポイント低い58%となりました。

#### ●食料自給率の目標

国は令和12年度までに、カロリーベース総合食料自給率を45%、生産額ベース総合食料自給率を75%に高める目標を掲げています。

食料・農業・農村基本計画における食料自給率等の目標

| 法定目標 | 供給熱量ベースの総合食料自給率 | 平成30年度(基準年度) | 令和12年度(目標年度) |
|------|-----------------|--------------|--------------|
|      |                 | 37%          | 45%          |
| 法定目標 | 生産額ベースの総合食料自給率  | 平成30年度(基準年度) | 令和12年度(目標年度) |
|      |                 | 66%          | 75%          |

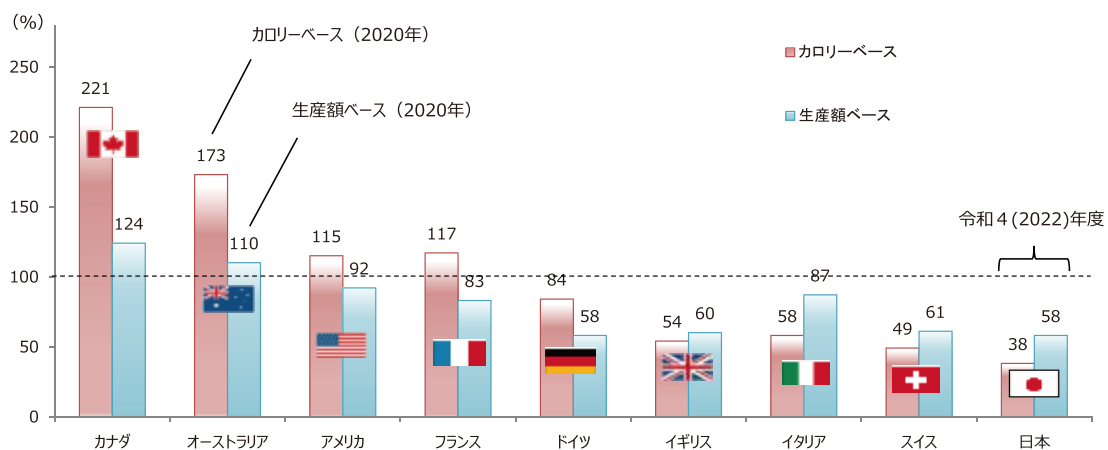
出典：農林水産省Webサイト ([https://www.maff.go.jp/j/zyukyu/zikyu\\_ritu/012.html](https://www.maff.go.jp/j/zyukyu/zikyu_ritu/012.html))

### 世界の食料自給率

#### ●食料自給率の目標

日本の食料自給率は、諸外国と比較すると、カロリーベース、生産額ベースともに低い水準にあります。

○ 我が国と諸外国の食料自給率



資料：農林水産省「食料需給表」、FAO「Food Balance Sheets」等を基に農林水産省で試算。(アルコール類等は含まない)  
注1：数値は暦年(日本のみ年度)。スイス(カロリーベース)及びイギリス(生産額ベース)については、各政府の公表値を掲載。  
注2：畜産物及び加工品については、輸入飼料及び輸入原料を考慮して計算。

出典：農林水産省Webサイト ([https://www.maff.go.jp/j/zyukyu/zikyu\\_ritu/013.html](https://www.maff.go.jp/j/zyukyu/zikyu_ritu/013.html))

# 農家訪問レポート

## 小川植木 小川 勝さん

【経歴】 旧あゆみ野農業協同組合組合長、安行観光協会会長  
川口市農家組合連絡協議会前会長、川口市明日の農業担い手育成塾塾長



Q 川口の植木産業の今後についてどのようにお考えですか？

A 近年では、都市化の進展に伴い、都市近郊の緑地空間の減少が進む中、緑の保全・創造が見直されてきています。例えば昨年開業した麻布台ヒルズでは、建物を中心にし、空いたスペースを緑化するという手法とは異なり、緑地空間を中心に据えて、敷地全体に植木等を植栽するなどの新たな手法に取り組んでいます。このことで、開発前の5倍以上になる約2.4haの緑地を実現するなど緑に包まれた空間を演出しております。

川口市も宅地化が進み、農地や緑地空間が減少している現状では、このような都心一等地で行われている手法等を参考にした新たな緑地空間の創出が、今後の植木産業の活性化に必要であると感じております。

Q 本市の後継者不足についてどのようにお考えですか？

A 川口市は、新規就農者を養成する明日の農業担い手育成塾を開設するなど、積極的に担い手育成に力を入れております。私は、この活動を後押しするためにも、地元農家（農業委員及び農政審議会委員）や県職員、農協等からなる構成員と共に活動しております。引き続き、市が掲げている「農が誇れるまち川口」の実現に向け、出来る限りの支援・協力をしていきます。

## まるはらいとう農園 伊藤 勝博さん

農業委員、新井宿駅と地域まちづくり協議会会長  
【経歴】 ※令和5年度豊かなむらづくり全国表彰事業の農林水産大臣賞に「新井宿駅と地域まちづくり協議会」が、埼玉県さいたま農林振興センター管内では昭和61年以来2例目、川口市では初受賞した。



レモンの木

### 都市農業の新しい取り組みについて

神根地区新井宿に当園はあります。古くは茶園事業を営み、近年は植木・鉢物栽培農家でした。現在は変わりゆく時代と立地、気候に合わせた都市型農業へと転換をはかっています。園内では温州みかん、夏みかん、柚子、レモンを中心とした果実類を栽培しています。

昔懐かしい風景を守りたい、季節感ある誰もが安らげる農園を作りたい、時代に合わせて変えていくことも必要…さまざまな思いの中でゆっくりと、当園を運営しております。

さて、令和5年11月25日から、都市化が進み便利に豊かになる中で、農への理解を深めていただきたいとの思いからInstagram(※写真などを投稿するSNS)を開設いたしました。いろいろなかたに瞬時に繋がれることがInstagramの魅力です。自分の考えやポジティブな発想・行動・方向性を発信していくことで、私の住んでいる地域のことや農への理解、思いを伝えられ、新しいビジネスに発展しています。そのためか、私の農園で地域振興イベントを行う時には、事前に農への理解があるかたが多く、非常にスムーズに進みます。近年は、市内の飲食店ともInstagramがきっかけとなり、連携してイベントを行うなど都市住民のかたにも農の良さを知ってもらうことができています。

SNSは、膨大な可能性を秘めており、自身の経営を時代と立地、気候に合わせた柔軟な発想でのビジネスに変えていけるツールです。

皆様もチャレンジしてみてもいいのではないでしょうか。



市内の農業者のInstagramなどのSNSは、川口市農政課のホームページでご覧になれます



## 農業者年金に加入のご案内

◎「国民年金だけでは老後の生活が不安」という農業者のために、国民年金に上乘せすることで将来もらえる年金額を増やす目的で作られた公的な年金制度です。

◎以下の①②③の要件をすべて満たすかたが加入できます。

①国民年金第1号被保険者（国民年金の保険料納付免除者を除く）

②年間60日以上農業に従事されているかた

③20歳以上60歳未満のかた（国民年金の任意加入者は65歳未満）

※一定の要件を満たすかたは保険料の国庫補助（最大1万円）による政策支援が受けられます。

※農業者年金に加入した場合は国民年金の付加年金（付加保険料月額400円）への加入が必要です。

※厚生年金に加入されているかたは農業者年金には加入できません。

※国民年金基金及び個人型確定拠出年金（iDeCo）とは重複加入できません。

### 《令和5年度は3名のかたが加入されました》

川口市の農業者では令和5年度に3名の女性のかたが新たに農業者年金に加入されました。

加入は上の①～③の要件に該当していれば農業経営者だけではなく配偶者や後継者、従業員、自営業との兼業農家（厚生年金加入者は除く）であっても可能です。

### 《ご希望の個人・団体には専門の職員が説明に伺います》

農業委員会事務局では、団体・個人を問わず、ご希望をいただいたかたに対し一般社団法人埼玉県農業会議と連携して制度ご案内のための専門職員を派遣しております。

厚生年金や国民年金基金、個人型確定拠出年金（iDeCo）に加入しているかたは農業者年金への加入はできませんが、国民年金のみで老後の生活設計に不安を感じているかたなど、農業者年金について興味を持たれたかたや制度をもっと知りたいというかたは、お気軽に農業委員会事務局へお問い合わせください。

お問合せ：農業委員会事務局総務係 電話 048-271-9214

## 農業災害発生時の報告のお願い

豪雨や強風、降雪等の自然災害により農業用施設や農作物に被害が生じた場合は、速やかに農政課へ被害状況の報告をお願いします。

なお、被害報告は、被害状況（施設の場合は構造（パイプ、鉄骨等）、棟数、施設面積等、農作物の場合は面積、量、本数等）を日付が分かるように撮影するなど記録を残していただくとともに、可能な限り日頃の施設等の状況につきましても記録を残していただきますようお願いいたします。



お問合せ：農政課農政係 電話 048-259-9020